

改正

平成24年5月21日告示第91号

平成26年3月27日告示第34号

平成27年12月8日告示第173号

平成28年9月29日告示第131号

令和4年3月25日告示第34号

令和5年3月27日告示第54号

令和5年7月19日告示第159号

綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策として自然エネルギーの普及促進を図るため、市内に住宅用太陽光発電システムを設置した者に対し、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「住宅用太陽光発電システム」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 住宅敷地内の建築物の屋根に設置する太陽光発電システムのうち、設置される住宅に電気を供給するもので、電力会社の配電線と余剰配線（発電した電気のうち住宅内の電力消費に充ててもなお余る電気を電力会社に送電することを可能とする配線構造をいう。）で連系するもの又は発電した電気を全て自家使用するものであること。
- (2) 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計（単位はキロワットとし、小数点以下2位未満は、切り捨てるものとする。以下同じ。）又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10キロワット未満であること。
- (3) 未使用品（中古品及び移設されたものを除く。）であること。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住し、若しくは居住しようとする市内に存する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した者又は自らが居住するために住宅用太陽光発電システムが設置された市内に存する住宅を購入した者
- (2) 住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電力会社と締結した者で、受給開始日から6月以内のもの（発電した電気を全て自家使用する場合にあっては、住宅用太陽光発電システムの利用開始日から6月以内のもの）
- (3) 市町村税を滞納していない者
(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計に、30,000円を乗じて得た額とし、120,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、補助金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(管理等)

第7条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、住宅用太陽光発電システムをその法定耐用年数までの期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、市長の承認を受けずに住宅用太陽光発電シス

テムの法定耐用年数の期間内において処分してはならない。

(協力)

第9条 市長は、この要綱による補助を受けた者に対し、必要に応じて住宅用太陽光発電システムに関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に国が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付の決定を受ける太陽光発電システムの設置に係る補助金から適用する。

附 則 (平成24年5月21日告示第91号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日告示第34号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、国が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金に係る補助事業者として採択された事業者から補助金の交付を受けて太陽光発電システムを設置した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月8日告示第173号)

この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年9月29日告示第131号)

この告示は、平成28年9月29日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日告示第34号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日告示第54号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月19日告示第159号)

この告示は、令和5年7月19日から施行する。

年 月 日

綾部市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交 付 申 請 額 円
- 2 設 置 場 所 綾部市
- 3 住宅用太陽光発電システム 型式名
製造者名
設置機器 W・ 枚
公称最大出力 . kw(小数点以下2位未満切捨て)
- 4 添付書類
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 市町村税の完納証明書
 - (3) 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真並びに太陽電池モジュールの全体が確認できる写真及び配置図
 - (4) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し(発電した電気を全て自家使用する場合にあっては住宅用太陽光発電システムの利用開始日が確認できる書類の写し)
 - (5) 住宅用太陽光発電システムの設置に要した経費の領収書の写し
 - (6) 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

綾部市長



綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額	円
不 交 付	(理 由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)